

石巻南浜津波復興祈念公園参加型運営協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、石巻南浜津波復興祈念公園参加型運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、石巻南浜津波復興祈念公園（以下「公園」という。）で活動する市民活動団体と公園を管理する行政機関が連携・協働し、公園の基本理念である「東日本大震災により犠牲となったすべての生命（いのち）への追悼と鎮魂の思いとともに、まちと震災の記憶をつたえ、生命のいとなみの杜をつくり、人の絆（きずな）をつむぐ」を基に、公園内での市民活動が円滑かつ適正に行われるように寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会に参加する市民活動団体は、前条の目的を達成するため、次の各号の活動を行う。

- (1) 東日本大震災で犠牲となった方々への追悼に関すること
- (2) 被災の実情と教訓の伝承に関すること
- (3) 復興の象徴の場となる杜づくりに関すること
- (4) 公園の利用促進に関すること
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要なこと

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、国土交通省東北国営公園事務所調査設計課等に置く。

- 2 事務局は協議会の窓口業務、総会の運営補助を行う。
- 3 協議会は第1項とは別に、会計事務を行うための専門事務局を置くことができる。

(構成)

第5条 協議会は、次項に示す登録を受けた団体（以下「活動団体」という。）で構成する。

- 2 協議会に登録しようとする団体は、事務局に登録申請書を提出し、役員会の承認を得て登録することができる。事務局は、登録申請書を受理後、次に掲げる各号を審査し、すべての要件を満たした場合に協議会に通知し、役員会の承認に付すものとする。
 - (1) 第2条に掲げた目的に沿った活動を行う団体であること
 - (2) 代表者が明確であり、継続的に活動できる体制を整えていること
 - (3) 公園内での活動が営利のみを目的としていないこと
 - (4) 法令及び条例等に違反する活動をしていないこと
 - (5) 代表者及び活動団体に暴力団員及び暴力団関係者が含まれていないこと
- 3 第2項で登録を受けた事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更理由を記載した変更登録申請書を提出し、役員会の承認を受けなければならない。

(退会)

第6条 自己の都合で協議会を退会しようとする活動団体は、事務局に申し出を行えば退会すること

ができる。事務局は、退会の申し出を受理後、速やかに他の活動団体に通知しなければならない。

- 2 協議会の運営に著しく支障をきたす行動又は社会の秩序を乱す行動を行った活動団体は、総会の議決により退会させることができる。

(部会)

第7条 協議会は、第3条に掲げる活動を実施するため、必要に応じて部会を設けることができる。

なお複数の部会に属することを妨げない。

- 2 各部会の部会長は、所属する活動団体の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会には、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名以内
 - (3) 部会長
- 2 協議会は必要に応じ、監事1名を置くことができる。
 - 3 会長、副会長、監事は、会員の互選により定める。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第10条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(総会)

第11条 総会は会長が議長となり、活動団体の過半数の出席をもって成立する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。
- 3 総会では、前年度の活動実績等の事項を審議し、当該年度の年次計画を報告する。
- 4 会長は、前項の他、必要に応じて臨時の総会を招集することができる。
- 5 総会による議決は、出席した活動団体の多数決により決定する。

(役員会)

第12条 本協議会には全役員で構成する役員会を置く。

- 2 役員会は過半数の役員の出席で成立するものとする。
- 3 役員会は次の事項を審議する。
 - (1) 総会の日時、議案の決定
 - (2) 協議会に登録しようとする団体の登録申請の承認及び変更登録申請の承認
 - (3) 協議会の年次計画の承認及び協議会の業務執行の決定

(4) その他必要事項

- 4 役員会による決議は、出席した役員の多数決により決定する。
- 5 議長は会長が務める。

(官民協働事業)

第13条 協議会は、公園管理者が別途発注する「石巻南浜津波復興祈念公園維持管理業務」における「官民協働事業」として、指定管理者と協議の上、年度毎に芝生管理工、樹木管理工、及び樹林地管理工を実施し、その対価を受け取ることができる。

- 2 前項で得た活動対価は、公園内での市民活動に活用するものとする。

(活動の調整)

第14条 活動団体は、次の各号に掲げる活動を実施する場合は、事前に公園管理者に申し出て同意を得なければならない。

- (1) 多くの人員を集める活動
- (2) 広い範囲を占有して実施する活動
- (3) 開園時間以外に実施する活動

(アドバイザー)

第15条 協議会には、復興庁宮城復興局、宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課、同県土木部都市計画課、石巻市復興政策部震災伝承推進室、同市建設部都市計画課が、アドバイザーとして参加する。

(事業年度)

第16条 協議会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第17条 会則に定めのない事項は役員会で協議、決定する。ただし、必要に応じて臨時の総会に諮る。

- 2 会則の改廃は、総会の議決を経て決定する。

附則 この会則は、令和3年2月19日から施行する。

附則2 第16条の規定にかかわらず、協議会発足初年度の事業年度は2月19日から翌年3月31日までとする。

附則3 変更後の会則は、令和3年7月26日から施行する。

附則4 変更後の会則は、令和4年1月6日から施行する。